

医療法人崇徳会の奨学金制度について

医療法人崇徳会では、看護師等を目指す学生の方へ、在学中に必要な費用の一部を貸し付ける奨学金制度を設けています。卒業し資格を取得した後、当法人が運営する病院・施設に就職し、一定期間以上勤務した場合返還が免除されます。

奨学金の内容について

対象	看護師・介護福祉士の養成機関(大学・短期大学・専門学校)に在学中の方
奨学金金額	月額 60,000円
貸与期間	入学した月から卒業する月まで奨学金を貸与されます。
返還免除要件	就学期間に応じ、卒後勤務期間3年又は4年で貸与額の全額を返還免除されます。 ※勤務月数に応じて返還免除がありますが、退職時の残額は即時返還が必要です。
奨学金資格の失効	奨学金貸与を受けた方が以下のいずれかに該当した場合、奨学金の停止及び返還となります。 (一部例示) 1. 退学したとき 2. 卒業後に引き続いて当法人が運営する病院・施設に勤務しなかったとき 3. 卒業後に引き続いて当法人が運営する病院・施設に勤務しても、免除となる勤務期間内に退職したとき。
選考方法	面接
応募期間	第1次締切:毎年5月31日。以降、随時受付しております。年度途中からの申し込みもできますので、お気軽にお問い合わせ下さい。
応募方法 連絡先	奨学金のお申込みを希望される方、または質問事項等ございましたら下記の担当までご連絡下さい。 医療法人崇徳会法人事務局総務部 総務課 〒940-2183 新潟県長岡市深沢町2300番地 TEL:0258-46-3205/FAX:0258-46-8289